

インクルーシブの窓

令和6年5月 富山県教育委員会教育みらい室特別支援教育課



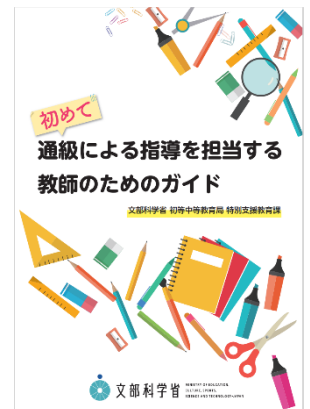
通級による指導について、教職員の理解を深めましょう！



『初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド』をご存知でしょうか？これは、令和2年3月に文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課が作成したもので、同省のHPからダウンロードすることができます。

このガイドは、初心者の方にも分かりやすい資料として、斬新なスタイルなものになっています。

特徴としては、資料に付属した動画がQRコードで添付されており、一貫してポイントを分かりやすく絞り込んで説明し、付属の資料はQRコードで確認することができます。16の実践例も掲載されていますので、担当者はもちろん、通級による指導を受けている児童生徒が在籍している通常の学級の担任の先生方にもご一読をお勧めします。（※下線部は、同ガイド「はじめに」より引用。）



通級による指導の成果を十分に生かし、在籍学級で共に学習できることにつなげていくために、学級担任や各教科担当者が児童生徒の障害の状態や教育上必要な支援等について正しく理解し、在籍学級において指導上配慮することが大切です。

そのためには、通級による指導の担当者が、学級担任や各教科担当者に対して情報提供や助言を行ったり、関係者の協力を得てケース会議などを開催したりすることが必要になると考えられます。

話は変わりますが、昨年度にインクルーシブ教育推進員が訪問したある学校で、「Aさんは発達障害と診断されたが、通級による指導を受けた方がよいか？」という質問がありました。

通級による指導については、学校教育法施行規則第四百十条、第四百一条に法的根拠がありますが、発達障害があるから通級指導教室を利用しなければならないということではありません。大切なことは、Aさんの教育的ニーズを的確に捉え、学習活動に参加している実感・達成感をもち充実した時間を過ごせるために必要な支援は何かを検討し、必要な支援を提供できる学びの場がどこかを考えることです。

その際、担任や通級による指導の担当者だけでなく、学校全体で話し合い、Aさん本人と保護者との合意形成を図っていくことがとても重要になるのです。

《お知らせ》

『特別支援教育 No.93 令和6年春号』（文部科学省編集）に、本県の教育委員会の取組として、「富山県特別支援教育将来構想」の実現に向けた取組が紹介されています。関心のある方はご一読ください。